

令和7年度 第2回あきる野市テレビ共同受信検討会 会議録

日 時	令和8年1月28日（水）午後7時から
場 所	あきる野市役所5階505会議室
出席者	委員長 横田 宏治 副委員長 山崎 秀博 委 員 鶴川屋 健司、木住野 盛雄、澤邊 章、 渡邊 浩二、川久保 明、吉岡 克治
欠席者	委 員 川島 英司
事務局	地域防災課 地域安全係
傍聴人	なし

1 開会	
2 委員長あいさつ	
委員長：	検討内容について更なる調整が必要になってきます。皆様の活発なご意見をお願いいたします。
3 議事等	
	※議事等に入る前に事務局から発言。
事務局：	第1回検討会内容の振り返りと、NHK、総務省が行う支援について、いただいていた質問に回答いたします。
	（東京電力から運営を受け継いだ経緯、現在の運営状況や課題、検討会設置に至ったことを再度説明。）
事務局：	次に質問事項に回答します。 まず、「NHKの支援」についてです。NHKが補助金を交付するなどの支援は無いとのことですが、テレビ共同受信事業に関係する自治体や組合、その他機関と関わりがあるのか、ある場合にはどのような支援を行っているかなど、引き続き問い合わせております。 次に「総務省の支援」についてです。総務省ホームページに掲載されている「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関するチーム）において、第1回とりまとめ時には「ブロードバンド等による配信を実験的に行うことにより、放送の現実的な代替の可能性についての検証・検討に取り組むことが適当と言える」といった言及がありましたが、直近第3回のとりまとめでは関連の文言がないため、現状の確認を行いました。 回答として、令和5年度にIPユニキャスト方式の代替受容性等に関する実証事業を行っており、第3回のとりまとめは、その実証事業の結果を踏まえたものであるとのことです。ただし、とりまとめに記載されている「小規模中継局等のブロードバンド等代替」とは、放送事業者の中継局の廃止に伴う代替措置であり、あきる野市の共聴施設はスカイツリーからの電波を受信できている

	ため、現状の受信状況を踏まえると、現時点では小規模中継局等のブロードバンド代替の対象となる地域には該当しないとのことでした。 また、総務省の補助制度について2点ご案内をいただきました。 1つ目が「辺地共聴施設高度化代替事業」に対する補助です。民間に運営を委託する場合の補助金になりますが、補助対象経費の3分の2が補助され、既存共聴施設の撤去費用も補助対象経費として含まれます。 2つ目、「辺地共聴施設高度化改修事業」に対する補助です。光化更新工事が必須となる補助制度で、共聴施設を改修するために要する事業費の2分の1の額が補助されます。 総務省では、今後、奥多摩町等で電波に関する実証実験等を行う可能性がある記事を拝見したので、関連する内容について引き続き調査していきます。
(1) 視聴方法の抽出と検討	
委員長：	では、ここから議事(1)に移ります。事務局から説明願います。
事務局：	資料1-1と1-2を使用して説明します。 資料1-1(1)の視聴方法ごとの受信環境及び費用・経費等についてまとめました。費用については目安の数字です。 資料1-2の資料には、資料1-1の視聴方法に対するメリットとデメリットを記載しています。メリットとデメリットの二重丸と丸は、それぞれの重点を表しております。 どちらも、あくまでも事務局が抽出した内容になりますので、各委員から追加の情報をお寄せいただけますと幸いです。 ※資料1-2のテレビ共同受信のデメリット欄の年度表記について、平成ではなく令和への訂正あり。
委員長：	議事(1)について質問ございますでしょうか。
委員：	ケーブルテレビの月額6,000円は、インターネットのプロバイダー料金も含まれていますか。
事務局：	ケーブルテレビ視聴について、プロバイダーは不要となります。テレビのみの視聴が出来ないため、スカパーの様なものとセット料金になるので割高に見えてしまうのではないかと思います。
委員：	TverなどのインターネットTVは、オンタイムの放送が視聴できるのでしょうか。
事務局：	Tverは録画視聴となります。インターネットTVの中にひかりTVが含まれますが、ひかりTVはオンタイム視聴が可能のため、視聴方法の項目を分けさせていただきました。
委員：	テレビ共同アンテナ視聴料について、各世帯の年間費用は、民間委託をした場合の金額という認識でしょうか。
事務局：	現在の運営方法での概算金額になります。民間委託を行う場合、更に人件費が追加されると考えられます。その他、金額の見込みについては、後ほど資料3にて補足します。資料内の全ての金額は実数値ではなく、イメージを掴むた

	めのあくまで概算であります。
委員：	議事（１）から（３）までは、同事象として考えなければならず、各議事ごとに意見を抽出してしまうと、検討方向がまとまらないと思います。先に（３）まで通して説明していただくのはいかがでしょうか。
委員長：	他にご意見がなさそうですので、議事（２）（３）について説明願います。
（２）運営方法の抽出と検討	
事務局：	議事（２）資料２について説明します。本内容の抽出については、現段階での実施可否を考慮せず、あくまで参考として、１は事業における業務内容、２は方法の案としてご認識ください。
委員：	（４）業務委託の指定管理等について、何に基づいて指定管理という認識をされてますか。おそらく共同受信施設を公の施設として条例で設置する前提がないと、指定管理は不可能なため現実的ではなく、参考例として記載するのは相応しくないと思われます。
事務局：	承知しました。
委員長：	運営コストを最小とすることに焦点を当てる場合は、市が運営を継続することが良いように見受けられますが、事務局いかがでしょうか。
事務局：	市の運営のコストについても、人件費等、記載されていないコストがありますので、最小とならない可能性があります。全国的にもあきる野市のような大規模な範囲を運営している自治体は存在しないことから、視聴者にとって、その時点では、あきる野市がテレビ視聴を代替運営していることが妥当であった可能性も考えられます。 しかし、テレビ視聴の性質や公平性・公正性の観点から、今後は、市が直接の運営から離れ、間接的に運営に携わること、又は、視聴者を支援する運用形態となることが良いのではないかという市の思いもあります。ただし、急な運用形態変更には、混乱や時間を要すると思いますので、委員の皆様には多面的、多角的にご検討をいただければ幸いです。
委員：	テレビ共同受信の加入者とそうでない市民との平等性を考慮しなくてはならないと思います。
委員：	かつて、組合単位であった運営規模が肥大していき、組合単位では運営が困難となったため、あきる野市が運営代替をしたという過去がありますが、Ｊ：ＣＯＭなどの専門業者と運営適正を比較したときに、専門性がない自治体が運営を行うのは難しいとも思います。 例えば、現在は基金を元に運営をしていますが、基金が尽きた時には歳入を更に増加させる、いわば「営業活動」を行わなければなりません。そうすると、テレビ共同受信の加入者とそうでない市民に対して、公平性、平等性を担保していけるのか、疑問に思うと同時に危惧しています。
副委員長：	運営開始時に、テレビ共同受信への加入については、市民に自由な選択権を与えていた背景がありました。そのため、現在に至るまで苦情等がごく少数であったのではないかと思います。

委員：	電波障害が解消されたとの発表があったため、当時はそのような運営形態と していたのではないかと思います。とはいえ、テレビ視聴が難しい市民も存在 する可能性があったため、加入については市民の自由な選択としていたことも 考えられます。
副委員長：	NHKは、難視聴地域について補助を行ってるのでしょうか。
事務局：	おそらくですが、視聴環境を平等に修繕・整備することは、NHKの対応範 囲内でもあると思います。一方で難視聴のみ補助を行うわけではないと思いま す。また、都ではスカイツリーからの電波が一切入らない地域を難視聴地域と して補助対象としているようです。以上のことも踏まえて、情報を更に集めよ うと思います。
副委員長：	NHKは視聴環境が平等となるように、修繕・整備を行う必要があるのでは ないかと思います。NHKの補助金や事業内容について、質問し難いとは思 いますが、検討材料として有益な情報になると思いますので、更に調べていた だけますと幸いです。
委員：	NHKや総務省に対して、補助の有無のみに限らず、難視聴地域があった場 合はどう対応するのか等、可能性の話も含めて深く追求する必要があると思 います。
委員：	あきる野市の考え方も理解しておりますが、アンテナを立てることが出来な いために、共聴施設が本当に必要な地域があるのも現実です。各個人がアン テナを実費で建てても良いと思うが、その後のランニングコストが出てしま うと、視聴の可否について市民に格差のようなものが生まれてしまうと思 います。今後の検討が難航してしまわないためにも、格差が生まれないう、平等 性のある方策を検討委員会で考えていかなければならないと思いました。
委員：	私も同意見です。今回、事務局が説明している内容は、視聴する方法を選択 肢の一つとして、仮に抽出をしている情報であると思います。 他の委員がおっしゃっていましたが、見られる環境と見られない環境を今後 整理していかなくてはならないと思います。見られる環境下では、個人でアン テナを立てる選択肢もあると思います。行政が抱える今後の運営の心配事を含 め、見られない環境をどうしていくかに焦点を当てて検討を進めないと、会議 自体が成り立たないと思います。 各委員や事務局の思いや主張を共有した中で、最適な方策を模索し、着地地 点を定めていく重要な会議であると考えます。
委員長：	難視聴地域とそうでない地域を定める必要はありそうですね。
委員：	今後は、個人宅や事業所に対する費用負担額の考え方や、自身が視聴するた めに必要な自立柱について市と土地所有者のどちらが負担を行うのかなど、 様々なケースを考慮する必要もあると思います。現在は運営についてのルール が曖昧である場合も多いので、ルールについても精査していかなくてはなら ないと思います。
事務局：	事務局も同意見です。加入者からいただいた負担金を、個人に充てることは

	不平等となります。現在、集合住宅においても1回線の35,000円と定めているため、今後は、実世帯数に合わせた負担金の設定の検討も想定しています。様々な見直しが必要ですが、先行して決めなくてはいけないことについて検討を進めていくため、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。
委員長：	難視聴地域とそうでない地域を判別することは可能なのでしょうか。
事務局：	おそらく可能であると思われます。ただ、視聴可否についてボーダーラインとなる地域も存在すると思います。そのボーダーラインに当たる地域に対する対応方法も考慮しなくてはいけないと思います。まずは、少しずつでも、具体的に課題を判別していく必要があると思います。
委員：	おそらく、課題を拾いきれていないという現状が課題であると思います。平等に視聴を可能にする方法について焦点を当てて検討を進めることで、検討会の中で共通認識とした課題が抽出できるのではないかと思います。まずは委員会で同じ方向を向けるテーマを1つ見つけ、検討を進めていけば良いと思います。
(3) 視聴者負担の課題	
委員長：	議事(3)について事務局から説明願います。
事務局：	前段階の議論が議題(3)の内容を先行した部分もあるため、資料3を作成した段階の説明として聞いていたければと思います。 1については、仮のものを含め、表のとおりとなります。 2(1)については、現状の運営費用の区分を記載しています。 2(2)については、施設規模と加入者数のバランスについて記載しました。 3については、今後の負担額を決定していくにあたり、各費用項目を試算し、参考値を記載しました。 4は、実経費の徴収についての必要性を記載しています。 5は、負担金納入についての方法を記載しています。 6は、負担額に対する振込手数料への対策について記載しました。
委員長：	委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。
委員：	3ウについて、徴収事務費や市職員人件費相当額の積算額が高くないでしょうか。1日を8時間としても全ての時間をテレビ共同受信事業に費やす訳ではないと思うので、会議資料に載せる積算額としては相応しくないと思います。 また、4の退会時の撤去工事とはどこまでの範囲を示すのでしょうか。柱や電線、保安器等の撤去を求める範囲を教えてくださいたいです。
事務局：	電柱から住宅に引き込む箇所までの電線が撤去が対象です。業者委託による撤去になるため、費用はケーブルの距離により変動しますが、現在は1本20,000円弱の費用がかかります。
副委員長：	新規加入時や退会時にかかる実経費は、個人負担に賛成です。
委員：	現在は、断定出来るデータが少ないので、資料内の数字が一人歩きしてしまうことを危惧しています。資料の中で詳細な部分と雑ばくな部分が混在しているため、資料内に記載の数字はあくまでも一例として認識する必要があると思

	います。
委員：	公費として徴収するとなると、条例化しなくてはならない可能性も考えられると思います。
委員：	市が扱うとなると様々な制約は必要になると思います。可能なのか不可能なのか等、まずは確かな情報を集めていければ良いと思います。
委員長：	資料３は市が直営すると仮定して作成されたものでしょうか。
事務局：	専門業者から取得した見積金額ではないので、現時点で事務局が試算させていただいた金額となります。このぐらゐの金額はかかるのではないかというイメージでの試算です。
委員長：	共同受信を市が継続運営した場合の、試算ということで認識します。
委員長：	資料１から資料３、またここまでの内容について何かご意見ございますでしょうか。
委員：	資料３の１世帯当たりの負担額は、難視聴地域に絞った場合はさらに上がる認識でしょうか。
事務局：	難視聴区域に絞った場合は、規模自体が小さくなると想定しているため、必ずしも負担額が高くなる訳ではないと思います。ただ、難視聴区域がどこに当たるのか、正しい情報を集める必要があると思っています。
委員：	次回までの算出は可能なのでしょうか。
委員：	まずは詳しい電波調査も行う必要があると思います。
副委員長：	スケールメリットより、経費の方が多くなりそうなのではないでしょうか。もし、スケールメリットがあまりにも低いようであれば、個人でアンテナを立てる方向性を市民に対して案内しても良いのではないかと。テレビ共同受信事業を引き継いだ経緯や、基金が十分あったことで、これまでの負担は、加入時の 35,000 円であったなど、背景と理由をしっかりと説明する必要もあると思います。 NHK の放送と負担金の徴収について、NHK と協力して平等な放送環境を整備出来ないのでしょうか。NHK が先頭に立って進めてもらってもいい課題だと思います。 行政サービスのレベルも地区で平等となるように、テレビ共同受信も同様になればと考えます。
委員：	奥多摩町を含め、近隣の市町村の状況はどうなのでしょう。
事務局：	日の出町は組合で運営をしています。近隣の市町村も同様に、自治体は運営に係わっておりません。引き続き確認を進めます。
委員：	奥多摩町の実証実験は、衛星放送で地上デジタル波が見れないか確認を行う内容となっており、成功すれば難視聴地域の視聴改善につながる可能性があると言われています。
委員：	NHK は、組合等を対象に補助を行っていないのでしょうか。
事務局：	NHK の難視聴地域への関わり方について聞いている状況ですので、進捗があり次第共有します。 ３年ほど前の話ではありますが、日の出町のつるつる温泉がある辺りで自主

	運営を行い、NHKが補助をしていたという話を聞いたことがあります。
委 員：	檜原村の共同受信の情報も調べられますでしょうか。
委 員：	奥多摩町や近隣の市町村内の設備保守を行っていますので、奥多摩町や檜原村の組合長の話を伺うことに協力できそうです。自治会単位で運営等を行っているようです。また、光工事はNHKが担当しています。
事務局：	行政は電波という専門的な分野を得意としていないので、委員において、電波状況を調査していただくことは可能でしょうか。例えば、小規模の難視聴地域で受信点を立てて視聴した場合のデータを抽出することは可能でしょうか。
委 員：	お時間をいただければ可能です。
委 員：	NHKは難視聴地域を把握しているのでしょうか。
委 員：	NHKはシステムでおおよその難視聴地域は把握しているようです。以前は、共同受信設備の保守を担う事業者においても、電波強度を確認できていました。当時、あきる野市には全域的に電波が届く内容でしたが、最近の状況は分かりません。
委 員：	難視聴地域とひとまとめに出来れば良いが、隣接している住居で、一方は視聴が出来るが、もう一方は出来ないということも考えられると思います。個人でアンテナを立てた場合も、同様に視聴可否が分かれるという状況もあり得るのでしょうか。
委 員：	多々あります。部屋数や平米数、高さなどの建物内部の状況と外部の回線状況がかみ合わなければ、視聴できない状況になります。
(4) その他	
委員長：	他に質問がないようですので、(4) その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かございますでしょうか。
委員長：	委員の皆様から何もないようですので、事務局いかがでしょうか。
事務局：	今までの会議内容の他に、次回までに用意すべきことはありますでしょうか。随時いただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。
委員長：	今回の検討については以上となります。
4 その他	
事務局：	委員長ありがとうございました。事務局から次回の日程を連絡します。 本日は欠席の委員もいらっしゃいますが、比較的出席可能者が多い3月24日(火)を次回の開催日程とさせていただければと思います。時間と場所は今回と同様です。
委 員：	日程を決定するのは良いですが、状況によっては日程を変更することも視野に入れた方が良くと思います。議題となるデータを抽出しなくてはならないですが、次回日程までに有益な情報や定量化されたデータが手に入らない場合もあると思います。
事務局：	今いただきました様に、状況によって変更の場合も考慮させていただきます。今のところは、3月24日(火)にてお願いします。
5 閉会	

